



金 沢 市 公 報

第 2 7 9 0 号

平成26年(2014年)3月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目次	ページ
告 示	
地縁による団体の認可について (市民協働推進課)	1
地縁による団体の告示された事項の変更について (")	2
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)	2
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	2
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	3
土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について (")	3

開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	3
監査公表	
監査公表(第3号) (監査事務局)	4
公営企業告示	
金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	4
金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (")	5
公営企業公告	
下水道排水設備工事業者の指定の取消しについて (企業総務課)	7
指定給水装置工事業者の給水装置工事の事業の廃止について (")	7

告 示

●金沢市告示第54号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

1 名称

北寺町会

2 規約に定める目的

この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

町の名称	字	地 番
北寺町	口	13番2～59番4
	二	1番～13番1、28番1～37番1
	ホ	1番1～104番2
	へ	10番1～32番、43番～60番3

4 主たる事務所

金沢市北寺町へ12番地

5 代表者の氏名及び住所

中田 吉則

金沢市北寺町へ12番地

- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
総会員の4分の3以上の同意による総会の議決
- 9 認可年月日
平成26年3月11日

●金沢市告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
北町町会	代表者の氏名及び住所	耕納 喜秋 金沢市北町丁106番地3	総田 与志光 金沢市北町丁98番地	平成26年1月12日
錦水会	代表者の氏名及び住所	曾山 俊 金沢市元町2丁目18番12号	古田 和雄 金沢市小橋町10番18号	平成24年4月21日
	代表者の氏名及び住所	古田 和雄 金沢市小橋町10番18号	上野 健三 金沢市小橋町10番12号	平成25年4月13日
双葉町会	代表者の氏名及び住所	新 秀一 金沢市駅西新町1丁目27番16号	宮島 一豊 金沢市駅西新町1丁目27番5号	平成26年2月2日
専光寺中町会	代表者の氏名及び住所	山本 昭雄 金沢市専光寺町夕9番地3	高道 勝志 金沢市専光寺町夕34番地5	平成26年1月19日
福増南町会	代表者の氏名及び住所	馬場 俊行 金沢市福増町南358番地	水越 大輔 金沢市福増町南1196番地1	平成26年1月13日

●金沢市告示第56号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、平成26年度分の固定資産税に係る土地又は家屋の価格等を記載した土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり納税者の縦覧に供します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

縦 覧 場 所	縦 覧 期 間	縦 覧 時 間
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市総務局資産税課	平成26年4月1日から同月30日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）	午前9時から午後5時45分まで

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
7	北研エンジニアリング株式会社	金沢市松島3丁目79番地	平成26年2月19日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の所在地	設立認可の年月日	変更の内容	変更認可の年月日
金沢市戸板第二土地区画整理組合	平成14年1月21日から平成26年3月31日まで	金沢市若宮町へ、ト及びチ、北町乙、薬師堂町イ、口、八及び二、出雲町イ及び二、藤江南1丁目、桜田町サ及びク、桜田町1丁目、桜田町2丁目、示野中町イ及び口、示野町口、八、二、ト、チ及びリ、松村3丁目並びに松村4丁目の各一部	金沢市若宮2丁目27番地	平成14年1月11日	事業施行期間 (変更前) 平成14年1月21日から平成26年3月31日まで (変更後) 平成14年1月21日から平成28年3月31日まで	平成26年3月4日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦覧時間
金沢市戸板第二土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成26年3月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類の種類 位置及び区域
金沢市大浦町25番2及び25番7	金沢市諸江町中丁481番地1ル・メ ユール諸江102号 胡摩 博之 金沢市諸江町中丁481番地1ル・メ ユール諸江102号 胡摩 真紀	
金沢市金石本町八39番1及び39番4から39番7まで	金沢市金石東1丁目1番58号 マルセ実業株式会社 代表取締役 藤井 敏樹	道路 金沢市金石本町八39番4

金沢市法光寺町37番2及び38番1から38番6まで	金沢市米泉町8丁目64番地2 J - R E C 株式会社 代表取締役 埴田 泰男	道路 金沢市法光寺町37番2及び38番6
金沢市八日市1丁目218番2、219番1から219番5まで及び220番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市藤江北1丁目380番地 株式会社マスターズ 代表取締役 地渡 政彦	道路 金沢市八日市1丁目218番2、219番5及び220番3並びに金沢市所管の法定外公共物の一部
金沢市横枕町口36番1及び36番3から36番6まで	金沢市間明町2丁目194番地 有限会社東山地所 代表取締役 荒矢 勇三	道路 金沢市横枕町口36番4

監 査 公 表

●金沢市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年3月11日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	福	田	太	郎
金沢市監査委員	新	村	誠	一

1 財産の管理等状況監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成26年2月10日
- (2) 措置を講じた部局等 教育委員会生涯学習部図書館総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成20年8月11日（平成20年監査公表第13号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
公有財産の管理について 多数の市民が利用する公共建物にあっては、建築基準法の改正により建築物や建築設備の劣化状況の定期点検が義務付けられたところであるが、その点検が未だ実施されていないので、実施体制などを全庁的に検討のうえ早急に実施する必要がある。	指摘のあった施設の劣化状況の定期点検については、平成25年7月に実施した。今後も施設の安全性の確保に努めていきたい。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第8号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

1 平成25年11月1日から平成26年1月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 85,370円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 101,340円
- (3) 1トン当たり平均原料価格 87,440円

2 原料価格変動額 23,700円

算式 87,440円 (1トン当たり平均原料価格) - 63,730円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 23,700円 (100円未満切捨て)

3 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 23,700円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.082円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に19.43円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

4 平成26年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	246円39銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	244円39銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	231円89銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	230円6銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	225円6銭

●金沢市公営企業告示第9号

金沢市液化石油ガス供給条例 (昭和63年条例第5号) 第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年3月11日

金沢市公営企業管理者 系 屋 吉 廣

1 金沢湖陽住宅団地供給地点群

(1) 平成25年11月1日から平成26年1月31日までの平均原料価格

1トン当たり 101,340円

(2) 原料価格変動額 13,300円

算式 101,340円 (1トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1トン当たり基準平均原料価格) = 13,300円 (100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 13,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に27.13円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。

(4) 平成26年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	448円96銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	439円86銭

2 瑞樹団地供給地点群

(1) 平成25年11月1日から平成26年1月31日までの平均原料価格

- 1 トン当たり 101,340円
- (2) 原料価格変動額 13,300円
 算式 101,340円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 13,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 + 13,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に27.13円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	449円4 銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	439円94銭

3 南森本供給地点群

- (1) 平成25年11月1日から平成26年1月31日までの平均原料価格
 1 トン当たり 101,340円
- (2) 原料価格変動額 13,300円
 算式 101,340円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 13,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 + 13,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に27.13円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1 箇月につき)	調整単位料金 (1 立方メートルにつき)
A 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルまでの場合)	660円	427円81銭
B 表 (1 箇月の使用量が 8 立方メートルを超える場合)	732円80銭	418円71銭

4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成25年11月1日から平成26年1月31日までの平均原料価格
 1 トン当たり 101,340円
- (2) 原料価格変動額 13,300円
 算式 101,340円 (1 トン当たり平均原料価格) - 88,000円 (1 トン当たり基準平均原料価格) = 13,300円 (100円未満切捨て)
- (3) 1 立方メートル当たり調整単位料金の額
 算式 基準単位料金の額 + 13,300円 (原料価格変動額) / 100円 × 0.204円
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に27.13円を加算した額になります (小数点第3位以下切捨て)。
- (4) 平成26年4月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表
 (基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	471円42銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	462円32銭

公 営 企 業 公 告

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第10条第1項の規定により、次の者の下水道排水設備工事業者としての指定を取り消したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成26年3月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	取消年月日
438	ムカイ設備工業	金沢市下安原町東1373番地2	平成26年1月15日

金沢市指定給水装置工事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第6条の規定により、次の指定給水装置工事業者から、給水装置工事の事業を廃止した旨の届出があったので、同規程第9条の規定により公告します。

平成26年3月11日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地	届出年月日
446	ムカイ設備工業	金沢市下安原町東1373番地2	平成26年1月15日

平成26年(2014年)3月11日	印刷	発行人	金 沢 市
平成26年(2014年)3月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
			石川県金沢市玉鉾4丁目166番地